

# 21 国民春闘方針

格差なくし、8 時間働けば誰もが人間らしくくらせる  
公正な社会へ転換せまる 21 国民春闘

— コロナ禍 労働組合で元気に声あげ変えよう —

---

2021 年 1 月 14 日

国民春闘共闘委員会

## もくじ

### はじめに

- I 労働組合の団結で変えてきたコロナ危機 ……………
  - 1 職場の労働組合が雇用と営業をまもる
  - 2 産別への結集で政策・制度を変える
  - 3 賃金の大幅引き上げ・底上げでこそ
  - 4 焦点は「諦めないこと」「仲間を増やすこと」「労働組合に団結すること」「地域に出ること」
- II 公正な社会へ転換せまる「4つのつくる行動」と「3つのアプローチ」 ……
  - 1 賃金大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしくさせる「生活をつくる」
  - 2 安定雇用と労働時間規制で人間らしく「働くルールをつくる」
  - 3 いのちがまもられ安心してさせる「医療・社会保障と公共体制をつくる」
  - 4 改憲を阻止し、「憲法がいかされる社会をつくる」
  - 5 全体を貫く「3つのアプローチ」
- III 重点課題ごとの要求と課題 ……………
  - 1 大幅賃上げ底上げ要求実現の課題
  - 2 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題
  - 3 いのちを守る税と社会保障の課題
  - 4 改憲阻止・戦争する国づくり反対の課題
  - 5 安全で安心な地域づくり
  - 6 組織強化・拡大をすすめる
- IV 具体的な行動展開 ……………
  - 1 職場地域からの要求の積み上げ
  - 2 たたかいの基本
  - 3 統一行動の設定と集中
  - 4 主な日程

<賃金等の要求案> 2021年国民春闘における賃金要求等について（案） ……………

<展開図> 21国民春闘 展開図・日程

<イメージ図> 21国民春闘 公正な社会へ「4つのつくる行動」と「3つのアプローチ」

<その他資料> 賃上げ推移、最低賃金の推移、VOICE シート、ポスター案ほか

## はじめに

国民春闘共闘委員会と全労連は、新型コロナウイルス感染拡大が猛威を振るうなか、労働組合として、いのちと雇用とくらしと地域をまもるために全力をあげてきました。

21 国民春闘は、コロナ後の社会へ、大企業や富裕層の利益が優先される経済社会にさらに突き進むのか、それとも労働者・国民が人間らしくくらせる社会へ舵を切り、歩みはじめられるか、せめぎ合いのたたかいとなります。

長引くコロナ禍のもとで、雇用悪化、賃金引下げの動きが強まっています。特に、非正規労働者や女性にその痛みは集中し、虐待や自殺者の急激な増加が見られるなど深刻な局面を迎えています。私たちがめざすのは、労働者犠牲でなく公助の強化で社会全体で支えあうコロナ危機の打開です。そして、「コロナ禍だから仕方ない」とする諦めを排して元気にたたかうためには、春闘前段のいまからが勝負です。

これまで、労働者が力を合わせて、職場や地域そして社会を変えてきた労働組合の真価が問われる 21 国民春闘です。労働組合の仲間を増やし、社会的な力関係を変えて前進させましょう。

## I 労働組合の団結で変えてきたコロナ危機

### 1 職場の労働組合が雇用と営業をまもる

(1) 労働者は、コロナ禍のなか労働組合に団結することで事態を変え、雇用とくらしをまもっています。自交総連目黒交通労組は、600 人に上るタクシー労働者に対する退職強要を撤回させ雇用をまもりきりました。東京医労連は東京女子医科大学病院の夏季一時金ゼロ回答を跳ね返し、400 人に上る看護師の退職希望を思いとどまらせ、医療をまもりました。福祉保育労・兵庫では、コロナの登園自粛で保育体制が縮小したなかで労働組合を結成し、理不尽な年休消化や減給を撤回させました。多くの職場で、非正規労働者などの休業手当を 6 割でなく 10 割支給とさせることや、子の一斉休校に伴う親の休業補償をいち早く出させるために労働組合として力を発揮しました。「自粛と補償はセットで」を世論化し、政府に雇用調整助成金の拡充や手続きの簡素化、営業をまもる持続化給付金の施策など、過去に例のない対策を取らせてきました。

(2) また、地域では、労働相談から多くの労働組合が立ち上げられ、その権利と雇用を守っています。沖縄県労連は、コロナ禍で最も打撃を受けている観光バス、ホテル清掃、物産店などで働く労働者 50 人余りを労働組合に迎え、団体交渉で休業補償や雇用をまもるたたかいに全力をあげています。東京・新宿区労連は、ホテルで日々雇用とされながら常用就労している配膳人ら 30 人余りを労働組合に迎え入れ雇用をまもり休業手当の支給を求めてたたかっています。神奈川労連は、全国チェーンの整骨院従業員をツイッターで 70 人余を組織化し、未払い賃金確保と休業手当を出させました。

## 2 産別への結集で政策・制度を変える

(1) コロナ禍のなか社会維持に不可欠な仕事に就くエッセンシャルワーカーの待遇と体制拡充が地域の切実な要求になっています。日本医労連は、崩壊の危機に直面した医療や介護現場の現状を全国調査で明らかにし、繰り返しメディアを通じて社会に知らせることで、そこに働く医療介護労働者をまもり、国民のいのちをまもっています。全教は、安全に安心して学べる環境としての 20 人学級を求め、政府の来年度予算の概算要求に「学級編成の標準の引き下げ」を盛り込ませ少人数学級への足がかりをつくっています。保健所などの公衆衛生職場や雇用調整助成金の支給等を行うハローワークなどでは、混乱と昼夜を問わない長時間過密労働がつづくなか、公務・公共体制の抜本的な拡充を求めるたたかいを公務産別が先頭にたつてたたかってきました。兵庫自治労連と三田（さんだ）市学校給食調理員労働組合は、学校の休業に伴い自宅待機となった給食調理員 47 人（臨時職員）の未払い賃金を団体交渉で支払わせました。自治労連では、組織率が低かった職場で過半数を超える組合員を組織する単組が生まれています。当事者の仲間を増やしながらたたかう経験が全国で広がり始めています。千葉、埼玉、神奈川、東京の 4 土建は 6 月、「建設業の中小企業を守る緊急要請署名」6 万 5 千人分余を政府に提出しました。同時に、アンケートと署名を片手に建設従業員宅を一軒々訪問し、「給付金や助成金の手続きは済んでいますか」「労働組合にはいりましょう」との対話で仲間を増やしています。当事者の仲間を増やしながらたたかう経験が全国で広がり始めています。

全労連は、5 次に渡る緊急要望を政府に対し提出し、公共の役割を果たすよう繰り返し求めてきました。

公務・公共体制の重要性が共有され、地域の要求と一体となりはじめています。いずれも、そこに労働組合があり、仲間を増やし交渉力をつけ当事者が声を上げることで変える職場でのたたかいと地域からの社会運動によるものです。この歴史的なコロナ禍の情勢を労働者・国民本位に動かしてきています。

### 3 賃金の大幅引き上げ・底上げでこそ

コロナ禍のなか行われた今年の最低賃金改定審議は、全国加重平均902円となる1円(0.1%)の引き上げに止まりました。感染拡大による経済の停滞を理由とする企業側の意向を政府が「雇用維持が最優先」と丸呑みし、中小企業支援など必要な対策もとらないまま事実上据え置いた結果です。40の地方審議会が1円～3円の引き上げを行い、地域間格差の是正、引き上げの必要性が強調されました。国民春闘共闘委員会は、地方経済の立て直しや低賃金で働くエッセンシャルワーカーの賃金引き上げの重要性を訴えてきましたが、政府は切実な声を聞き入れませんでした。また、遅れている人事院勧告が10月に出され、冬の一時金を11年ぶりに0.05%引き下げる勧告を出しました。航空会社大手の全日空(ANA)が、冬の一時金ゼロの上に基本給引き下げなど、年収で3割減となるリストラ計画を労働組合に提示しました。

21 国民春闘に向け、コロナ禍での痛みを労働者に押し付ける流れがつけられようとしています。リーマンショックの時に、派遣切りや賃下げで日本経済を「失われた20年」へと導いた誤りを繰り返させてはいけません。「労働者の賃金の大幅引き上げ・底上げと格差是正こそ、持続可能な地域経済づくりにつなげることができる」このことを労働者・国民の総意にする必要があります。社会的な世論で最低賃金の全国一律制の確立と1500円への引き上げを早期に勝ち取っていくことが求められています。

### 4 焦点は「諦めないこと」「仲間を増やすこと」「労働組合に団結すること」「地域に出ること」

コロナ禍のなか、職場や地域での労働組合活動にも制約がかかり組合員は半年以上に渡り思い切った活動ができていない現状があります。また、「コロナ禍だから仕方ない」と直面する職場の厳しい経営実態に対し、要求をためらい、消極的になる状況も報告されています。労働組合が要求することをあきらめることは、資本(使用者)が一方的に賃金や労働条件を決めることを意味します。企業も社会も労働者にしわ寄せするだけでダメにすることになります。「コロナ禍だからこそ、賃金の大幅引き上げ・底上げ、最低賃金の引き上げが重要だ」と確信をもってたたかえるようにする必要があります。現場の組合員とつながり、声を掛け合って、要求を話し合う「対話」の実践と思い切って地域に出る取り組みを開始することが重要です。

身近な困りごとや小さくても切実な要求などを拾い上げ、労働組合で実現させる「成功体験を無数につくる」ことで、労働組合への確信と団結を強める春闘にしましょう。そのため

にも「職場の活動家づくり」をすすめてみましょう。

コロナ禍だから「仕方がない」から、みんなで「変える」へ。労働組合で声上げ、元気にたたかう春闘にしましょう。

## Ⅱ 公正な社会へ転換せまる「4つのつくる行動」と「3つのアプローチ」

国民春闘共闘委員会と全労連は21国民春闘で、公正な社会へ「4つのつくる行動」と「3つのアプローチ」を提起します。一つは、コロナ禍だからこそ賃金大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしくくらす生活をつくる。二つ目は、安定雇用と労働時間の規制強化などで人間らしく働けるルールをつくる。三つ目は、医療・介護、福祉、保育、教育、行政の抜本的な拡充など、いのちが守られ安心してくらす社会保障と公共体制をつくる。四つ目は、新しい政治への転換で、憲法がいかされる社会をつくる、この4つの行動です。そして、この行動を実現させる3つのアプローチを提起します。一つは、ジェンダー格差や非正規格差など「いまそこにある格差に見える化」し、その不条理に対し当事者が声を上げて変えることです。二つ目は、労働組合の見える化などすべての取り組みに組織強化・拡大を位置づけ、「要求実現と運動前進と組織拡大」の好循環でさらに運動を大きく前進させることです。三つ目は、来る総選挙を通して憲法が生かされる新しい政権をつくることです。この「3つのアプローチ」を「4つのつくる行動」のすべてに位置づけて要求実現をめざします。

### 1 賃金大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしくくらす「生活をつくる」

一つ目のつくる行動は、「コロナ禍だからこそ賃金大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしくくらす生活をつくる」です。

(1) 厚生労働省が発表する毎月勤労統計によると、実質賃金は5月の速報値で前年同期比2.1%の減となっています。また、内閣府が9月8日発表した2020年4月～6月期の国内総生産(GDP)改定値は、年率換算で実質マイナス28.1%でした。2008年のリーマンショック時の年率マイナス17.8%を超える戦後最悪の下落幅です。その原因は、安倍政権の経済政策であるアベノミクスが行った2度の消費税増税、賃金を引き上げてこなかったことが背景にあります。そこに追い打ちをかけたのが、コロナウイルスの感染拡大です。同時に見誤っ

てならないのは、大企業は1年間の通算で見れば、赤字ではなく3割の減益で、上場企業は20兆円を超える黒字を確保しているということです。大企業の内部留保は19兆円も増えています。大企業に対し内部留保を社会的に還元するよう求めるとともに、政府に対してはコロナ対策緊急要望で、内部留保課税の実施を求めて行く必要があります。

(2) コロナ禍のなか厳しい経済状況を打開する唯一の方法は、「8時間働けば人間らしく生活できる賃金」を誰もが享受できるようにすることです。労働者の雇用を守り、国民所得を増やし、消費を喚起することで景気を回復させます。特にコロナ禍の痛みが集中しているのが、非正規労働者であり女性や若者です。賃金の大幅賃上げ・底上げとともに、最低賃金全国一律1500円への改善を実現させることが21国民春闘の大きな課題です。

(3) 郵政産業ユニオンや全労連・全国一般（大阪医科薬科大）などが果敢に挑んだ均等待遇を求める労契法20条裁判の最高裁判決が10月に出了されました。日本郵政訴訟では、扶養手当、年末年始勤務手当、祝日給、夏休み・冬休み（有給）、病気休暇（有給）の5項目について、契約社員と正社員との待遇格差は不合理と判断し、支給を求めました。大きな一歩を踏み出す画期的な判決です。一方、大阪医科薬科大やメトロコマース訴訟では、退職金や賞与については、非正規にだけ不支給でも「不合理ではない」と不当な判決を出しました。

今年4月から改正パート有期法「同一労働同一賃金」規定は中小企業でも適用がはじまります。この成果をすべての職場に生かす春闘にしなければいけません。職場での労働組合の活動がなければ、正社員の待遇を引き下げることすら考えられます。すべての職場での一斉点検、春闘での要求化、そして、当事者の労働組合への組織化が必要です。

(4) 職場では、要求書を提出し、ストライキを背景に団体交渉を行い、すべての組合員の参加で大幅賃上げ・底上げを要求したたかうことです。賃金要求討議では、最低生計費試算調査の結果を活用し、人間らしくくらすために必要な生計費原則にもとづく要求づくりを進めることが重要です。ジェンダー平等へ向けて、性別・雇用形態別の賃金・一時金・手当・退職金の差別の是正をめざし、格差の見える化を図るとともに、職場からの要求づくりをすすめます。非正規労働者の処遇改善要求と労働組合への組織化を結合する取り組みをすすめます。

(5) 財界はこの間、産業別の一体的闘争を分断して企業間格差の拡大も容認してきました。労働者が力を結集して、ともにたたかう国民春闘を否定する「個別的労使関係による春闘」を押し付けてきた財界の姿勢を許すことはできません。トヨタ労組は毎春の定期昇給を評価型に一本化し、一律の定昇をなくす賃金制度の受け入れを決めました。職場を基礎に産別、地域、全国の統一行動に結集したたかうことが求められています。

(6) 地域では、賃金の底上げ、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化、そして、地場

産業・農林漁業の振興を実現させることです。また、全国一律最低賃金アクションプラン 2024 を具体化し、地域間格差の是正と時間給 1500 円に引き上げさせることを軸に、最賃、公契約、公務賃金の改善を図る「社会的な賃金闘争」を推進します。

## 2 安定雇用と労働時間規制で人間らしく「働くルールをつくる」

第二の「つくる」課題は、「安定した雇用と労働時間の規制強化で、人間らしく働けるルールをつくる」です。

(1) 第一に取り組むのは「雇用と生活を守り休業手当を勝ち取る行動」です。コロナ禍が起きるや、非正規雇用・女性労働者の雇用喪失が起き、今は正規雇用の削減予定が各企業から発表されています。経済界はコロナ禍に便乗して雇用を流動化させ、労働者の犠牲の上に、事業再編や IoT・AI 技術を活用した省力化を進め、企業の利益率を上げるつもりです。

しかし、労働者・消費者を犠牲にした企業繁栄など、ありえません。労働組合としては、解雇権濫用の阻止は言うまでもなく、経営に困難がある場合でも、雇用調整助成金や制度融資等、諸制度を使用者に活用させて雇用と生活を守り、経済危機を回避しなければなりません。配転や出向が避けられない場合も、労働条件や労働環境を労働協約で守ります。それでも、やむなく退職・転職せざるを得ない労働者のために、雇用保険の失業給付や求職者支援制度（職業訓練と生活保障）を拡充させる制度改正を求めます。

休業手当とシフト勤務問題の解決も重要です。20 年春以降の休業手当未払い問題に加え、シフト勤務の濫用が起きています。使用者が一方向的にシフトを入れず、労働日の未確定を理由に休業手当支払い義務も負わず、労働者を自主退職に追い込む手法です。シフト勤務の悪用（賃金ゼロ雇用）を許さず、過去の就労実績にみあった休業手当支払いや休業支援金の支給を行わせることが重要です。雇用と実利を守るたたかいで、非正規雇用を含む未組織労働者の労働組合加入につなげます。

(2) 第二の課題は、『新しい働き方』の名による労働法制破壊のワナを打ち破る」です。政府・財界・業界は、コロナ禍の惨事に便乗し、「多様で柔軟な働き方」「自由な選択」をキーワードに、テレワーク、ジョブ型雇用、副業・兼業を普及し、みなし労働時間・裁量労働制の拡大や成果型賃金、解雇規制の緩和、労働法制が適用除外となる「雇用されない働き方」（フリーランス化）の促進を狙っています。「自助」偏重の政府と財界は、自己責任で働かせる好機到来と色めき立っています。テレワークが感染防止対策として急に普及したことや残業が減る中で労働者の中に副業を求める声が広がり始めていることを、労働時間管理責任のあいまい化や労働者の請負委託化の好機と受けとめているからです。

コロナ禍の惨事に便乗した労働法制の規制緩和・破壊を許さず、働きやすい職場ルールを

つくるたたかいが21国民春闘では求められます。

(3) 第三の課題は、「均等待遇・ジェンダー平等、ハラスメントのない職場をつくる」です。雇用形態の違いによる不合理な格差解消と非正規雇用の待遇改善を趣旨とするパート有期法(第8、9条)は、21年4月から中小企業を含む全企業対象で施行されます。20年10月に相次いでだされた、労働契約法第20条裁判の最高裁判決は、手当と休暇制度の格差を不合理と認めたものの、賞与、退職金については、労働者要求を退けましたが、労働組合としては、「同一労働同一賃金」法整備の趣旨を活かし、判例をふまえつつもその限界にとらわれることなく、「手当の格差根絶はもはや当然、賃金・賞与、退職金の格差是正も必要」と要求し、格差是正を進めます。その際、正社員の男女間格差、無期転換された労働者や再雇用の高年齢労働者と正社員の格差是正の要求も打ち出し、職場の労働条件を改善していきます。

同時に、非正規雇用と、女性労働者への間接差別がなくなるよう、次の法制度改正の要求運動を強めます。

高年齢労働者の待遇にかかわっては、年金制度との関係も重要です。年金改悪阻止の社会保障闘争と連動させ、良質な雇用を維持し、年金との接続をはかる制度改善要求の運動を強めます。

### 3 いのちがまもられ安心してくらせる「医療・社会保障と公共体制をつくる」

三つ目のつくる行動は、「医療・介護、福祉、保育、教育、行政の抜本的な拡充など、いのちが守られ安心してくらせる社会保障と公共体制をつくる」たたかいです。

医療・介護の現場いまま慢性的な人員不足のなかで、国民のいのちをまもるギリギリの努力が行われています。保健所や労働行政の現場では、コロナ感染に関わる感染防止や生活をまもる給付などに昼夜を分かたぬ業務が行われています。

コロナ・パンデミックで明らかになった、医療・介護、福祉、保育、教育、行政の脆弱体制を抜本的に改善させる必要があります。医療供給体制の見直しは、1985年の医療法改正による地域医療計画の策定にはじまり、2014年からの、都道府県単位で病床を管理し削減していく地域医療構想の策定が脆弱な医療体制を加速度的に広げてきました。保健所の削減、感染症病床の削減、ICU(集中治療室)の極限までの削減が、コロナ下で事実上の医療崩壊を招きました。いまま、地域医療構想で病院ベッド数の削減の方向性は変えていません。

高齢者の生活を守る年金支給額は、マクロ経済スライド制度や削減を繰り返すキャリアオーバー制により、安倍政権の8年間で実質6.4%も引き下げられてきました。一方、安倍政治を引き継ぐ菅政権は「全世代型社会保障」と称して国民に「自助・共助」を求め、「自己責任

で何とかすることが基本」「国が行うべき公助はそのあとで」という姿勢を示し社会保障に対する国の責任を投げ捨てる施策を推し進めようとしています。「全世代型社会保障制度」と称して、高齢者・女性の活用を行うために、多様な働き方を推奨し、雇用改悪と一体となった社会保障改悪を進めようとしています。

介護では、「テクノロジーの活用」「ビッグデータの整備」などを列挙し、コロナ問題で明らかになった、介護労働者の人材不足、事業所経営に対する公的保障の改善に踏み込んだものとなっていません。自己責任を押し付け、社会保障分野を企業の儲けの場として利用を進めていくものです。

コロナウイルス対策で明らかになった問題点を改善させるために、憲法 25 条に基づき「若者も高齢者も安心してらせる」、「いのちを守る」社会保障の構築をめざして運動を具体化します。

#### 4 改憲を阻止し、「憲法がいかされる社会をつくる」

四つ目のつくる行動は、「改憲を阻止し、憲法がいかされる社会をつくる」ことです。

安倍政治継承を使命とする菅政権は、改憲策動を強めようとしています。自民党は、自衛隊の 9 条明記など改憲 4 項目についての条文案をまとめ、年明けの通常国会への提出をめざしています。改憲を煽る日本維新の会や改憲案をまとめようとしている国民民主党の姿勢が、秋の臨時国会から通常国会での憲法審査会の動向を左右する危険性があります。

菅首相は、日本学術会議が推薦した 6 名の学者の任命を拒否しました。学問の自由を保障する憲法 23 条と学術会議の独立性を侵害し、日本学術会議法にも違反しています。6 名の学者は、特定秘密保護法や戦争法、共謀罪、辺野古新基地建設に反対の立場で意見表明してきました。自民党は日本学術会議の見直しを図り、学者に対して軍事研究協力の圧力を強めようとしています。政府と異なる意見を持つ学者を排除したことは、学問の自由のみならず、民主主義の破壊であり、600 を超える学会や団体等から抗議の声が広がっています。

2021 年度の軍事費の概算要求は 5.5 兆円と過去最高額を更新し、補正予算には毎年米国からの武器の爆買い費用を計上しています。

防衛省は、完成する見通しのない辺野古新基地建設工事の設計概要変更申請を沖縄県に行いました。申請内容について、沖縄県には約 1 万 8 千件の意見書が全国から寄せられました。玉木知事は菅首相に新基地建設について協議の場を持つことを求めています。菅首相は沖縄県民の民意に背をむけたままです。

杉田水脈衆議院議員の女性蔑視やセカンド・レイプ発言に対し、フラワーデモなど抗議の声が広がりました。自民党は、13 万筆におよぶ抗議・議員辞職を求める署名の受け取りを拒

否し、誠実に向き合おうとしていません。

核兵器禁止条約を批准した国は10月に50ヶ国になり、2021年1月22日発効することが決まりました。同条約は、核兵器を違法とし、核兵器の使用や使用の威嚇、生産、保有、実験、配備など広く禁止しています。「核の傘」に固執する菅政権は、「署名しない」と条約の批准・参加を拒否しています。唯一の戦争被爆国である日本が核廃絶にむけてどう取り組むのかが厳しく問われています。

イーグス・アショアの配備計画が秋田県、山口県の運動でずさんな計画を明らかにさせ撤回に追い込みました。政府はこれを機に新たなミサイル防衛システムの構築をはかるため「安全保障戦略」の見直しにとりかかりました。「敵基地攻撃能力の保持」が焦点になっています。抑止論を背景とする敵基地攻撃能力保持は、「専守防衛」の域を超え、アジアの平和に対する大きな脅威となり、歯止めなき軍拡競争への道であり、専守防衛に反する明確な憲法違反です。「自衛反撃能力」などごまかして合憲化し、米国と一体になって宇宙軍拡を進め、さらなる軍事費支出につながる大軍拡をねらっています。

格差と貧困が拡大し、自己責任が強調され、労働者と国民は分断されてきました。韓国は約850億円の軍事費を削減し、コロナ対策の支援金給付を予算化しています。軍拡を許さず、「軍事費削ってコロナ対策へ」の大運動を展開する春闘をつくります。

## 5 全体を貫く「3つのアプローチ」

「4つのつくる行動」で掲げた要求を実現するためには、ジェンダー格差や非正規格差などの見える化で怒りを組織して是正を図らせることや、当事者が声を上げるために労働組合への結集を求めることが必要です。また、昨年9月までには必ず行われる総選挙で政治を変えるたたかいが重要な春闘です。「3つのアプローチ」をすべての行動に位置づけてたたかう春闘にします。

### <アプローチ1、格差の見える化>

ジェンダー格差や非正規格差など「いまそこにある格差を見える化」し、その不条理に対し当事者が声を上げて変えることが第一の狙いです。

賃金や一時金、雇用や労働条件、いのちをまもる社会保障などすべての問題でそれぞれジェンダー格差、非正規格差の実態を見える化し、語り、広げることが大切です。女性や非正規労働者の立ち上がり、組織化につなげ、社会的にも大きな運動をつくることをめざします。

### <アプローチ2、組織強化・拡大>

すべての取り組みに組織強化・拡大を位置づけ、労働組合を見える化し、「要求実現と運動前進と組織拡大」の好循環でさらに運動を大きく前進させます。

要求づくりから交渉の過程が最も当事者を組織化できるときです。「要求実現のために労働組合に入って、いっしょに交渉で実現させませんか」という未組織労働者への働きかけが重要です。幹部ややれる人による請負活動から当事者が参加する活動へと変える必要があります。また、職場の身近な要求を春闘要求に掲げ、労働組合の力で実現させる「成功体験を無数につくる」なかで、労働組合への確信を広げます。職場の活動家をつくり、次の活動につながる取り組みを要求実現の戦略として位置づけるのが二つ目のアプローチです。

### <アプローチ3、総選挙で変える>

憲法がいかされ、要求実現が可能になる政治をつくることは、労働組合としての大切な要求実現運動です。要求実現を阻んでいる大きな要因に、いまの悪政があります。

「新自由主義」や「規制緩和」などにつくられた「小さな政府」づくりなど、コロナ禍でこれまでの政治の問題点が浮き彫りになっています。衆議院任期から9月までに総選挙（衆議院選挙）は行われます。政治を大きく変えるチャンスです。職場・地域から切実な要求を基礎に、「生活と政治」を結ぶ、学習と政治論議を深めます。まずは「投票に行こう」のキャンペーンを展開し、自らの行動で政治を変える取り組みへの参加を呼びかけます。

## Ⅲ 重点課題ごとの要求と課題

### 1 大幅賃上げ底上げ要求実現の課題

大幅賃上げ・底上げの要求実現には3つのことが必要です。一つは、労働組合が交渉力を強めること、二つ目は、春闘共闘や産別による統一闘争に結集を強めること、三つ目は、社会的世論に訴え、政府や自治体による制度政策で対策を取らせることです。

コロナ禍のなか現金給与の総額は前年度比で1.3%（8月）落ち込み、5か月連続で低下しています。残業時間が減少、所定外給与が14.0%減と大幅に落ち込んだ結果です。同時に、欧米と比べ、コロナ禍以前からの賃金低迷を直視する必要があります。大企業は、株主重視の経営で、いくら儲けてもそれを賃金に回さず、労働分配率を年々低下させてきています。改めて成果主義賃金が広がり始めています。成果主義賃金は、労働者間の競争と分断をあいおり、人件費の削減が狙いです。非正規雇用労働者の賃金は正規雇用労働者の64.6%にとどまり、女性を非正規雇用で使う政策が賃金低下や格差を広げています。いまこそ、生計費原則にもとづく、公正・公平な賃金が必要です。8時間働けば、誰もが人間らしく暮らせる賃金を実現するために、大幅な賃金引き上げ、底上げを求めています。

#### （1）生活を守る賃金要求とたたかい

- ① 賃金要求の水準は、生計費原則を基本とし、国民春闘アンケートをもとに決めます。正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、すべての労働者のベースアップによる実質賃金の引き上げをめざします。
- ② すべての職場で企業内、産業別の最低規制・底上げに向けて、最低賃金要求は生計費原則を基本とし、1500円をめざします。産業内・企業内最低賃金要求については、時間額1,500円以上をめざします。

#### <21 国民春闘における統一要求基準（案）>

以下の3点を2021年国民春闘の賃金要求基準として設定し、すべての加盟組合が水準の獲得をめざす。

##### ①賃上げ要求（案）

月額25,000円以上、時間額150円以上

##### ②産業内・企業内最低賃金要求（案）

時間額1,500円以上を目指すこととし、具体的な水準は時間額・日額・月額の各区

分の設定も含めて各単産・単組で決定することとする。

③全国一律最低賃金要求（案）

時給 1.500 円

- ③ すべての職場組織で要求書の提出・交渉を行い、ストライキを背景にした団体交渉に粘り強く取り組みます。単産や地域での統一闘争への結集を強め、賃金引き上げの社会的世論を背景に大幅賃上げ・底上げをめざします。
- ④ いっせい集中回答日 3 月 10 日への結集強化、翌日の 11 日はストライキを含む全国統一行動日に取り組みます。単産や地方組織・地域組織は闘っている職場の労働者を励ますための激励や支援行動に取り組みます。
- ⑤ 春闘アンケートは、全組合員規模での集約に加え、未組織労働者にも広げ 100 万人分をめざします。特別項目のコロナ下の「働き方の変化」や「VOICE」等を利用し、仲間のリアルな声・生活実態を集め、フィードバックする活動を重視します。
- ⑥ 要求の練り上げでは、最低生計費調査結果の学習をはじめ、要求・情勢の学習・討議を重視します。成果主義賃金の拡大を許さず、評価を賃金格差に結び付けないたたかいを強めます。
- ⑦ 要求実現のためには職場内の交渉だけでは実現できません。単産と地方・地域が連携して、職場から地域に打って出る取り組みを重視します。特に、非正規や低賃金労働者の多いエッセンシャルワーカーや女性の賃金改善に向けて、格差や実態の見える化を図り、社会的な世論を背景に要求前進をめざします。

(2) 最賃、公契約、公務員賃金「社会的賃金闘争」の重視

- ① 「全国一律最賃アクションプラン」の具体化を柱に、公契約運動、公務員賃金の引き上げをめざす「社会的賃金闘争」を重視し、だれもが 8 時間働けば人間らしく暮らせる賃金の確立をめざします。
- ② 最低賃金の全国一律性の確立と時間給 1500 円を求めるたたかいは、地域経済の活性化に資すると同時に、地域のエッセンシャルワーカーの賃金を底上げし、いのちと暮らしを守ることを明らかにして取り組みます。また、公契約条例による最賃を上回る賃金下限設定が賃金を底上げにつながることを明らかにし、制定運動を広げます。
- ③ 最低生計費試算調査は、今年度目標の 7 県での実施をめざします。最賃体験や学習に取り組みます。学習のための第 2 弾の DVD（動画）を準備します。
- ④ 全国一律最賃制度確立にむけ、2021 年通常国会で法案提出をめざします。全国一律最賃署名は 100 万筆をめざします。法制化に向けて自治体・議会・地元選出国会議員の賛同を

広げます。国会議員を対象とする院内学習会を2回程度企画し、アプローチを強めます。

日本商工会議所などが求める「最低賃金引き上げ凍結要望」、菅政権による「中小企業淘汰論」の誤りを明らかにし、広く知らせる取り組みを重視します。

⑤ コロナ禍だからこそ、「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（中間報告）～」を活用し、最賃問題にとりくむ市民団体、弁護士会、貧困対策団体、中小企業団体、小規模事業所、学者・文化人などとの合意形成をすすめるために懇談等を行います。同時に、職場や地域での学習を重視します。

⑥ 社会的なベースとなる公務員賃金引き上げをみんなの要求に押し上げるため、人事院勧告に対するたたかいを強化します。7月8日に人事院・厚生労働省包囲行動を全国から1000人を目標に取り組みます。

## 2 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題

財界・業界は、コロナ禍の惨事に便乗し、リストラと雇用の流動化、働くルールの破壊を進めようとしています。労働者のみならず、個人事業主や中小企業や、ひいては社会全体を傷つける大資本と人材ビジネスの動きから、職場を守る必要があります。①雇用を守る、②格差是正・均等待遇を実現する、③まともな働くルールを確立するための以下の行動に取り組みます。

### （1）労働者犠牲のリストラ・ハラスメントを許さず、雇用と職場を守る

① 労働者犠牲のリストラを許さず、雇用と職場を守ることが求められます。派遣切りや非正規削減に始まる雇用に関する動きに注意し、秋闘から始めた職場の要求をくみ上げる運動「VOICE！雇用と賃金を守るための職場の声」を継続します。

② 労働者犠牲のリストラを防止するため、使用者に経営状況の公開を求め、労働組合としての点検を強めます。雇用・労働条件に影響を及ぼす経営判断を、労使協議と労使合意なしに行わないことを確約させる労働協約を締結します。リストラの動きには、産別組織との連携、職場内の情報共有と学習強化（解雇法制、リストラ倒産対策）、意思統一をはかります。同時に、地方・地域労連は、産別・当該単組支部と協議し、総力をあげてリストラ反対闘争を組みます。

③ 「VOICE！」を地域の街頭宣伝や全戸配布活動、SNSで広く活用し、労働相談活動を知らせながら、相談事案の解決と組織化を進めます。民間のみならず、公務公共関連

の委託事業でも、雇止めや休業手当未払いなどが発生しています。権利回復と雇用確保に向け、組織化とあわせて取り組みをすすめます。

④ 繁忙な職場でも、経営難で仕事が減っている職場、労働条件切り下げや配転・出向、退職勧奨の動きがでた職場、いずれにおいても、ハラスメントが発生します。20年6月施行の使用者のパワハラ防止措置義務なども活用し、ハラスメント根絶の取組も連動させながら、雇用を守る職場の取組を進めます。

⑤ 法制度課題では、雇用調整助成金の特例措置の延長と無利子・無担保の融資制度の延長、税金・社会保険料の支払い猶予などの緊急措置の継続・拡充を求めます。解雇規制緩和を進めようとする政府・財界の動きを阻止し、有期労働契約の濫用禁止（入口規制と無期転換促進）や整理解雇四要件の法制化などに取り組みます。新規採用が見送られる可能性があることから、氷河期世代対策とあわせ、雇用創出事業や、中小企業における雇用確保の支援に取り組むよう、政府に求めます。

## （2）均等待遇・ジェンダー平等を促進する

① 職場におけるあらゆる格差を明らかにするため、性別・雇用形態別の賃金・賞与・退職金・手当・福利厚生との適用実態の一覧表やプロット図を作成する「雇用差別NG!職場点検」を実施します。格差に苛まれている当事者との対話を進め（「VOICE」の活用）、要求にまとめます。パート有期労働法や最高裁判例もふまえ、まずは職場における手当（休業手当含む）と福利厚生の格差を根絶させます。そのうえで、法令や最高裁判例を乗り越える賞与や賃金、退職金の待遇格差、無期転換労働者と正社員、正社員のなかでの性別待遇格差の是正を求めます。

② 各産別・地方労連では、職場の格差状況と運動の前進を集約し、好事例を可能な限り公表して、国民春闘の運動全体を鼓舞します。あわせて、改善事例を国民春闘共闘・全労連に集約し、法制度闘争に活かします。

③ 高年齢労働者の待遇格差の是正、労働者の希望に応じた就労確保や、労働安全衛生に配慮した職場環境の整備を進める課題に取り組みます。

④ 法制度課題としては、賃金・賞与、退職金の格差や無期転換労働者の待遇格差根絶を視野にいたした、パート有期法改正、労働契約法改正（無期転換ルール改善含む）、ジェンダー差別禁止の法規制を検討し、要求をまとめて法改正課題におしあげます。

## （3）「新しい働き方のワナ」を周知し規制緩和を止め、労働者保護法制を拡充させる

① 政府・財界が仕掛ける「新しい働き方」の危険な狙いを知らせる運動、『柔軟な働き方

って、大丈夫?』あなたと考えるキャンペーン」を広げます。テレワークや兼業・副業が無秩序に広げられています。「雇用によらない働き方」の濫用の規制、フリーランスやギグ・エコノミーへの規制強化、労働者性判断の在り方の見直しや雇用類似の働き方の保護制度の拡充などの政策要求をまとめ実現をめざします。リーフは春闘 11.15 から活用し、版下をもとに街頭宣伝、職場学習、ホームページやSNSを使って、労働者の意識喚起と、相談・要求のくみ上げをし、労働組合への加入・結成をすすめます。特に政府・財界がテコ入れしている以下の課題に、対処します。

#### <テレワークへの対応>

② テレワーク導入事業所では、テレワークで働く労働者の状況と要求の把握を行い、労働時間の実態と労働時間の把握・記録の在り方、テレワーク就労コストの負担問題等をつかみ、使用者に対して、原則的な労働時間管理を行わせませす。その際、労働時間規制の原則（1日8時間・週40時間制・みなし労働の非適用）を守らせながら、労働者本位でテレワークが活用できる制度となるよう、厳格な労働協約を締結します。また、テレワークが使えない業務の労働者との格差が生じる場合は、格差是正措置を求めます。

財界はテレワークの普及を契機に、労働時間管理の自己責任化、裁量労働制の対象業務の拡大、さらには、労働時間の規制の適用除外とすることまで狙っています。過労死根絶・長時間労働解消の流れに反するたくらみを阻止するため、世論に危険性を訴えつつ、労働組合として法制度改悪を阻止する運動に取り組みます。

#### <副業・兼業への対応>

③ 残業代減収への対応として、職場から副業・兼業を求める声が出始めています。就業時間外での行動は、個人の自由である原則はふまえつつ、労働者が副業・兼業をすることによる健康被害や、使用者の悪用の狙い（労働法の規制逃れ）を周知し、まずは、職場での団結強化と労働条件改善に集中することの大切さを、春闘期に意思統一します。

一方、パート労働者では、ダブル・トリプルワークで収入を得ているケースも少なくありません。副業の場合の労働時間通算の厳格な運用を使用者に行かせませす。同時に、賃金の改善や当事者の意向にそった就労時間の増加で、副業数を減らす取り組みを行います。

副業・兼業を使用者が指示して進めることがないよう、労働組合としてチェックします。政府に対しても、使用者主導の副業の問題点を知らせ、規制を求めませす。同時に、パート労働者の副業・兼業に関する社会保障適用の改善や、副業を認める企業の多くが雇用されない働き方を促していることもふまえ、労働者性判断基準の拡大や雇用類似の働き方への保護法制の拡充（最低賃金の適用や雇用保険の特別加入等）を求めませす。

#### (4) 「8時間働いて暮らせる社会」に向け、長時間労働を解消する

昨年来、重視している「36協定」の有効活用による労働時間管理の適正化と、長時間労働の規制強化をさらに進めます。職場の全労働者に対し、協定の内容の周知をはかり、職場の要求づくりに結び、団結を高めて使用者との交渉に臨みます。その際、i) 36協定の特別条項廃止・締結する場合は上限時間の短縮、ii) テレワーク就労の労働時間管理のルール明確化と厳格化、iii) 勤務間インターバル規制（最低でも11時間以上等）の採用、iv) 変形労働時間制の制度内容・要件の厳格化等を重視します。

法制度課題としては、政府が進める脳・心臓疾患、精神疾患の労災認定基準の見直し作業に対し、長時間労働要因の引き下げや、変形労働時間、夜勤・交代制勤務等の要因の重視を求め、「命と健康を守る全国センター」の請願署名を広げます。

また、公立学校教員において導入が狙われている変形労働制については、労働時間は1日8時間までを原則に条例制定させない運動を地域組織とも協力し積極的に取り組みます。

### 3 いのちを守る税と社会保障の課題

コロナ危機は、これまでの社会保障費・教育費削減の政策を直撃し、国民のいのちを危機にさらしました。労働者の使命感による奮闘がなければ感染拡大は防げませんでした。医療・介護・福祉、公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。政府がすすめる地域医療構想に基づく公立・公的病院の統廃合を撤回させなければいけません。

要支援者向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を要介護5の人まで拡大し、要介護者の介護保険給付外しも狙われています。また、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の議論も進められ、来年度からの年金給付の「新改訂ルール」が実施されれば、さらに毎年の年金額が減額されていきます。

21国民春闘では、「コロナ危機の反省を生かした社会保障制度・施策の拡充を」「憲法25条にもとづく社会保障の実現を」「軍事費よりも社会保障教育に予算を回せ。大企業は応分の負担をせよ」の声を大きく広げる運動を展開します。

#### (1) いのち署名の300万筆国会提出

秋闘から展開している「いのちを守る5項目署名」の通常国会での請願採択に向けて全力をあげます。国民春闘共闘委員会としては、組合員一人1筆以上・100万筆目標に取り組みます。中央社保協、医団連とともに、地域の未組織の関係労働者、地域住民に署名を広げ300万筆を来年通常国会に提出します。

中央社保協の「4の日宣伝行動」に中央・地方組織が結集して宣伝を強めます。労働条件の

改善、組織強化のとりくみと合わせて、病院・介護施設・保健所等の利用者、労働者に呼び掛ける宣伝を各地・各職場でとりくみます。

### (2) いのち守る施策の充実を求める

いのち守る施策の拡充を求めてすべての地方議会に陳情請願を行い国への意見書を積み上げる運動を行います。国会議員に対して署名の紹介議員となるよう求めて要請・懇談を行います。1月から2月にかけて陳情請願を行い意見書の地方議会採択をめざします。

地方組織は、地方選出議員に請願署名の紹介議員要請を行います。中央では署名提出行動・議員要請行動を3月4、5日に行います。(4日午後 全労連・社保協・医団連の院内集会、5日午後 全労連国会議員要請行動)

### (3) 介護署名10万筆の達成

組織内にとどまらず、介護施設(入所施設等)で働く労働者などを対象にした「事業所訪問」や「施設前宣伝」を行い、介護事業者への署名協力の依頼などを強めます。署名は10万筆達成をめざします。全労連・中央社保協・民医連はもとより、介護に関わる「家族の会」等との共同を広げながら2月に国会行動を設定し、要求実現を国に迫ります。

### (4) 高齢期の雇用と年金問題をひろく議論することを呼びかける

1月21日午後を実施する「年金と高年齢者雇用のシンポ」を契機に、年金制度の改善と高年齢者雇用の改善をセットで進める署名などの運動をすすめます。同時に、3600万人とされる高齢者の労働組合への組織化を視野に運動を展開します。

### (5) 公的保育の拡充・保育士の処遇改善

コロナ禍の下で保育をはじめとする社会福祉現場を支えるための労働者の増員・処遇改善と、感染症対策の拡充、労働者への危険手当の支給を求める「福祉職員を増やし、賃金の引き上げを」求める福祉保育労の署名を広げます。また、子どもの健やかな成長を保障し、待機児ゼロをめざし公的保育の拡充を求めて運動を進めます。

## 4 改憲阻止・戦争する国づくり反対の課題

21 国民春闘では、安倍政治を引き継ぐ菅政権に改憲を断念させ、敵基地攻撃能力保持の企てを阻止し、米国と一体で戦争する国づくりに歯止めを掛けるとりくみをすすめます。

### (1) 改憲阻止

職場と地域で憲法問題についての学習と対話を広げ、改憲発議反対緊急署名を軸に「改憲反対」の世論を高めます。9の日、19日の行動をはじめ、5月3日の憲法集会を成功させます。

動画やSNSを活用し、憲法共同センターのオンライン連続学習会などへの参加を広げます。

総選挙も視野に、地域で憲法共同センターの組織と運動を強化し、「総がかり行動実行委員会」など共闘組織づくりを進めます。

#### (2) 敵基地攻撃能力の確保と法整備阻止

「軍事費よりコロナ対策へ予算を回せ」の声を上げるとともに、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有を許さないたたかいを強めます。

#### (3) 核兵器禁止条約への参加を政府に迫る

1月22日に発効する核兵器禁止条約への日本政府の参加を求めるため、職場での学習を進めるとともに、4月末までの「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める」内閣総理大臣あて署名の組合員数の集約をめざしてとりくみを進めます。

2月28日に開かれる「3・1ビキニデー日本原水協全国集会・全体集会」と「3・1ビキニデー集会」の成功をめざします。また2021年8月に延期されたNPT再検討会議への対応については関係諸団体との協議を進めます。

#### (4) 辺野古新基地建設反対、日米地位協定の抜本改定の実現

新基地建設を許さない沖縄県民とともに、新基地建設の中止を求めて「辺野古新基地建設反対、普天間基地の撤去」を求める国会請願署名など、引き続き取り組みます。

オスプレイの配備や米軍基地強化、自衛隊と米軍の一体化に反対し、日米地位協定の抜本的改定を求める国会請願署名を広げ、総がかり行動実行委員会とも連携して取り組みます。

## 5 安全で安心な地域づくり

#### (1) 中小企業と地域経済を守る

菅義偉首相は、官房長官だった9月5日の日本経済新聞のインタビューで「中小企業は足腰を強くしないと立ちゆかなくなってしまう」とした上で、「中小企業の統合・再編を促進する」ことを表明しています。しかし、地域経済を支える中小企業は小規模事業者を含め約358万社、企業数全体の99.7%を占めており、全体の約7割に当たる約3200万人の雇用を担っています。中小企業の経営を強化するためには、統合・再編ではなく、公正取引と公正な税制の実現、中小企業対策予算の大幅な拡大などが必要です。

- ① 2月を中心に「地域総行動」を展開し、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援に関する提言を活用した自治体や経済団体との懇談をとりくみます。
- ② 中小企業家同友会や全国商工団体連合会との交流と協力・共同を広げて、中小企業対策予算の増額や公正取引の実現、公正な税制などを求めます。
- ③ 消費税減税とインボイス制度の導入見送りを求めます。

- ④ 地域経済の活性化で重要な役割を担う地方金融機関の合併や支店の統廃合を許さず、地域金融機関を核とした経済循環政策の確立を国及び自治体に求め、政策提言を進める。

## (2) 公契約条例を広げる

2020年9月末現在、公契約適正化の要である「賃金下限規制」を含む条例は、24自治体で制定されています。入札での賃金引き下げ競争に歯止めをかけ、良質な仕事をする地元企業の受注を促します。

- ① 自治体における条例の制定状況について、アンケート調査などを実施して地域での制定状況について把握に努めます。
- ② 条例の制定に向け、委託業者団体との意見交換等も行いながら議会へ働きかけます。
- ③ 公契約法の制定をめざし、政府・関係機関へ働きかけます。

## (3) 国民のいのちとくらしを守る公務・公共サービス、教育体制の拡充実現をめざすとりくみ

新型コロナウイルス感染症の拡大によって明らかとなった公務・公共サービスをはじめ教育現場の脆弱性は、行政改革や民営化を進めてきた政策が間違っていたことを証明しました。多くの国民から、医療や福祉関係職場をはじめ、行政や教育現場の拡充を求める声が高まっています。公務職場での増員は、増え続ける失業者に対する雇用対策につながります。加えて、多忙化を極める職場で働く公務労働者の処遇改善を行い、より良い仕事ができるように長時間労働の改善が必要です。そのため春闘では、次のとりくみを進めます。

- ① 公務・公共サービス、教育体制の拡充を求める行動への職場の仲間の参加の呼びかけ、労働組合への加入の訴えを強めるとともに、世論への働きかけを進めます。
- ② 医療や福祉現場、行政や教育現場の増員や処遇改善を求めてとりくまれている単産の請願署名などを積極的にとりくみます。
- ③ SNSによる宣伝強化の一環として、ハッシュタグ「#公務員ふやそう」「#せんせいふやそう」「#委託よりも直接雇用」を活用して増員や少人数学級の実現を訴えます。また、公務職場や教職員の働き方などに関する実態告発を行い、処遇改善をめざします。

## (4) 公共交通や食と農業を守る

コロナ下で公共交通の重要性が浮き彫りになっています。安全に移動する権利を守る上で欠かせない、鉄道、タクシー、バス、航空、船舶などの経営がコロナ下の移動制限で逼迫しています。安易なリストラをさせないこと、政府・自治体への公共交通の維持に向けた支援策の抜本的、緊急の実施に向けて要請を強めます。ライドシェアの危険性を知らせ規制緩和に歯止めを掛ける取り組みをすすめます。

また、地域を守る上で、食と農業と漁業・林業を守ることが極めて重要です。日本の食料

自給率は17%と極めて低く、コロナ下でその弊害は鮮明となっています。農協労連や食健連との連携を強化し、種苗法の改悪反対、国内農業を犠牲にする二国間経済連携協定の廃止、「家族農業の10年」の実現をめざし、国内自給率向上、国内農業を守り、安全で安定した食料の確保に向けた国民世論を高めます。

#### (5) 住民本位の復興支援を

死者約1万6000人を出した東日本大震災以降も地震や風水害は毎年発生しており、災害の犠牲者も後を絶ちません。1995年に阪神・淡路大震災が起きた当時、被災者の生活再建を支援する制度はありませんでした。公的補償を求める被災者の運動で、98年に被災者生活再建支援法を誕生させました。しかし、支援額上限の300万円は全壊と大規模半壊に限られ、再建に十分とは言えません。被災した地域と被災者の暮らしの復興を住民本位ですすめるためには、国の強力な支援が必要です。

- ① 住宅再建への支援を300万円から500万円に引き上げるとともに、一部損壊にも支援の対象を拡大するよう求めます。
- ② 避難所の改善、被災者の心のケア、医療費や社会保険料などの減免、中小企業や農林漁業者の事業再建への直接支援の強化をはじめ、被災者支援を抜本的に強化することを求めます。
- ③ 福島原発事故から10年を迎えることを踏まえ、「原発をなくす全国連絡会」が提起した2021年10月までの「原発を廃止し、再生可能エネルギーに転換する原発ゼロ基本法の制定を求める1000万署名」を軸にしたとりくみを推進します。同請願署名の目標は200万筆とし、第1次集約の2月末までに組合員数の集約、第2次集約の5月末までに150万筆をめざします。

#### (6) 気候危機対策、再生可能エネルギーの拡大を

政府は、2020年3月に国連に対して2030年度に13年度比26%削減（1990年度比18%削減）目標の据え置きを報告していますが、抜本的な見直しが求められています。菅首相が臨時国会の所信表明演説で2050年までのカーボンニュートラルを表明したもとの、以下のとりくみを進めます。

- ① 2021年に延期された第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）にむけ、「2030年までに1990年比で少なくとも45-50%削減」に目標を引き上げるよう公害地球懇をはじめとする諸団体との共同を強めます。
- ② 石炭火力発電の中止・廃止、原発再稼働中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を行うよう政府への要請、追及を強化します。同時に、再生可能エネルギーの普及・拡大を地域活性化とグリーンリカバリーの中心課題と位置づけて、国や地方自治体への要請をはじめ

め地域からのとりくみを進めます。

## 6 組織強化・拡大をすすめる

公正な新しい社会への転換めざす「4 つのつくる行動」のすべてに組織強化拡大を位置づけ取り組みを展開します。そして、「要求と対話」の推進に全力をあげる春闘にします。

第一の山場を1月～3月とし「春闘要求と拡大」を図ります。4月～6月を第二の山場とし「新歓での拡大」月間で、新入職員（正規・非正規）の100%組織化を実現します。

### (1) 労働組合の「姿を見せる」対話

宣伝活動を強化し、組合の「姿を見せる」対話をつくります。

- ① ディーセントワーク宣伝を強化します。総選挙も意識し「自助の押しつけはもういやだ！」の声への賛同をつくります。コロナ禍でも安心して働き続ける病休制度・賃金補償制度の確立、雇調金の期限の延長、休業補償への支援など制度の充実、最低賃金の大幅引き上げ・全国一律最賃制度の実現、など労働組合の力で前進させてきたこと、組合の力で改善できることを広げ、「一緒に改善しよう」と呼びかけます。
- ② 「いのちを守る署名」の推進をはじめ、公的医療・福祉の充実の必要性について対話を進めます。PCR検査の強化（保健所の充実）、ベッド数の確保（医療体制の充実）など、コロナ対策が公の責任できちんと行われることへの賛同を広げます。
- ③ 2月の地域総行動で中立労組訪問を具体化します。関係産別と地域労連が共同して訪問します。産別のチラシ、変えるリーフやいのちを守る署名、最賃署名、非正規差別NGリーフなどを持参し、私たちの運動への理解と共感を広げます。
- ④ 権利手帳を活用し、若い人たちに労働者が持っている権利を伝えます。卒業式宣伝などを積極的に展開します。権利手帳を使って労働者が持っている権利を広げます。
- ⑤ 地域の労働者の「目に見え、音に聞こえる」運動を地域の総がかりで計画します。調整会議に各産別の課題を持ち寄り、計画の具体化を図ります。
- ⑥ Twitterキャンペーンを展開します。「4 つのつくる行動」のとりくみをTwitterで宣伝するとともに、街頭宣伝や社前行動、活動の写真など「#労働組合に入ろう」のハッシュタグを付けたツイートを集中し、「目に見え、音に聞こえる」姿を拡散します。
- ⑦ 労働相談体制を強化します。コロナ禍で「困ったときの最後の相談先」として労働組合への信頼が高まっています。宣伝と体制を強化し「最後の相談先」ではなく「最初の相談先」になれるようにします。賃下げや解雇など泣き寝入りせず「諦める前に組合に入ろう」

と呼びかけます。

- ⑧ 3月に「全国いっせい労働相談ホットライン」を実施します。

## (2) 組合の「魅力を伝える」対話

新規採用職員（正規・非正規）100%組織化をめざし、組合の「魅力を伝える」対話をつくります。

- ① 日常活動の活性化で魅力ある組合活動をつくります。組合ニュースの作成や SNS の活用で、組合活動を多くの人に届けます。職場訪問やオンラインの会議・集会の開催など工夫して、組合活動に結集できていない組合員とも日常的につながっていきます。
- ② 新規採用者（正規・非正規）100%組織化を実現するために、全員参加の新歓拡大を具体化します。3月～5月を春の組織拡大月間とし、新規採用者（正規・非正規）100%組織化を実現するために、全員参加の新歓拡大を具体化します。
- ③ 「1人が10人と対話」「1人に10回対話」「対象労働者と年齢や仕事が近い人が当たる」など組合員参加型の対話目標を定め、確実に実践します。組合があるからこそ職場が守られている（今の労働条件がある）「組合の魅力」を伝えます。
- ④ 拡大月間中（3月～5月）に地域労連で1つ以上の新規組合結成をめざします。労働相談や地域での宣伝などの対話を組合結成につなげます。
- ⑤ みんなが「組合の魅力」を語れるように学習活動を強化します。新入組合員が組合活動に確信を持てるように新入組合員教育を行います。

## (3) 組合の「力を伝える」対話

職場闘争を勝利し、働き続けられる職場をつくるために、組合の「力を伝える」対話を強化します。

- ① 要求に基づく対話（1月～2月）を拡大に結びつけます。VOICE、春闘アンケートなど職場の声を集め要求書をつくります。組合の運動で前進した賃金・労働条件を伝えます。非正規差別 NG などの格差是正、新 36 協定キャンペーンによる長時間労働の是正、コロナ感染防止策などの安全対策などの要求確立に未加入者の『あなたの声』を要求化し、要求実現をともにめざそうとよびかけ、要求確立から組織拡大と結びつけ展開します。要求確立ー要求実現を当事者を先頭にした 21 春闘の構築とセットに拡大を進めます。「要求書提出までに進める拡大」「回答指定日に向けた拡大」「団体交渉に向けた拡大」と課題を整理し拡大に向けた対策を具体化します。
- ② 有期労働者の「無期転換キャンペーン」を展開し組織拡大につなげます。

5年以上契約更新されている有期労働者に「組合に入って無期転換になろう」と呼びかけます。無期転換の集団申請とあわせ、「非正規差別 NG」運動を伝えながらともに労働条件の改善をめざします。

## Ⅳ 具体的な行動展開

コロナ禍のなかで企業内の活動だけでは打開できない社会的な困難がいつそう高まっています。そして、21 国民春闘の重要性と労働組合の役割への期待は高まっています。①21 国民春闘をすべての組合員の参加で前進させること、②思い切って地域に足を踏み出し、社会的に声を上げ世論に訴えること、③地域や職場の未組織労働者の労働組合への組織化を常に位置づけて取り組むことが決定的に重要となっています。重点行動と具体的な行動展開について提起します。

### 1 職場地域からの要求の積み上げ

国民春闘アンケートの目標は全国 100 万枚です（20 年 22 万人、19 年 27 万人）。強化を図り、特別項目でのコロナ下での働き方の変化や「VOICE！雇用と賃金を守るための職場の声」で生の声を聞き取る対話を重視します。集まった声や春闘アンケート結果は記者会見などを行い職場の声を社会的に明らかにします。

また、コロナ下での活動参加を促進するうえで春闘学習会をすべての単組（職場）、地方単産、地域労連、県労連などで丁寧に行うことが重要です。2020 年 11 月から春闘前段にかけて旺盛に具体化を図ります。

### 2 たたかいの基本

- (1) 21 国民春闘は、コロナ下の春闘であり「諦め」とのたたかいでもあります。コロナ禍から「仕方がない」からみんなで「変える」春闘です。学習と統一闘争への結集を強め取り組みをすすめます。労働者との対話を重視し、「コロナで変わったことはないか」「困っていることはないか」という対話から、しっかり「要求や怒り」を組織するとともに、労働組合で前進させる「喜びの」の組織化をすすめます。
- (2) 「職場での団体交渉」と「社会運動」の両方をしっかり成功させることが重要です。一方だけでは、展望も要求実現もつくれません。また、組合員の主体的な参加を促し、特に団体交渉への参加を促進します。
- (3) 職場の声や格差の実態、労働組合の見える化を図り世論形成をするうえで、街頭で声を上げることを重視します。同時に記者会見や取材依頼などを強めメディアからの発信を強めます。また、SNS（ツイッター、ユーチューブ、フェイスブック、ホームページ等）からの発信を強め見える化を図り世論形成をすすめます。ガイドブック「SNS活用のススメ」の活用を促進します。

(4) 単産・単組を超えた産別や業種別のオンライン集会などの企画を検討します。

### 3 統一行動の設定と集中

#### (1) 中央行動と統一行動の設定

中央行動は、3月と5月と7月の3回を全国動員で何れも1000人規模をめざして行います。3月は「大幅賃上げといのち守中央大集会」（日比谷野音）、5月は「全国一律最賃・公務員賃金引上げ、いのち署名で中央大集会」（日比谷野音）、7月は「厚労省・人事院包囲行動として、公務員賃金引上げ・全国一律最賃の実現をめざす中央行動とします。

#### (2) 回答集中日と全国統一行動日の設定とストライキについて

回答集中日を3月10日としすべての職場・単組で団体交渉を行い回答引き出しをめざします。翌日の11日をストライキ含む全国統一行動日を展開します。12日に予定される「重税反対行動」を含む3日間で全国50万人が決起する21国民春闘で最大の山場の行動に取り組みます。

#### (3) 財界・大企業へ向けた闘争の具体化

財界・大企業に対する取り組みの強化がこれまでも増して重要になっています。史上最高額を更新し続ける大企業の内部留保を適切に活用させるアクションを検討します。春闘闘争宣言行動を1月15日に経団連前を中心に取り組みます。同時に、2月に愛知で行われる「トヨタ総行動」に結集し、「大企業のもうけを労働者・社会に還元せよ！」の声を上げます。

#### (4) 2月に「地域総行動月間」

「賃金の大幅引き上げ・底上げ」、「全国一律最低賃金の実現」、「いのち守署名推進」を中心課題とする「地域総行動月間」を2月に展開します。特に、コロナ下で傷む労働者へのアプローチを強めます。また、地域総行動では、「生活保障に税金まわせ！」の一点での労働者、事業者、市民が大合流する地域総ぐるみアクションを行い、地域からいっせいに声を上げ、政府・自治体を動かすことをめざします。

##### 1) 21国民春闘に連帯！未加盟労働組合への訪問・懇談

賃金上げろ・雇用守れ、全国一律最低賃金、いのち署名の推進をめざす、単産と地域が総出で上部団体を持たない未加盟労働組合への訪問・懇談を行います。あなたの声を聞かせてください「VOICE！シート」を活用します。求職者の声を聞くハローワーク前行動などに取り組みます。

地域の医療機関・介護事業所の労働者に「いのち署名」を届ける取り組みなどを展開します。また、自治体への意見書要請、地元国会議員への要請行動を集中して行います。

## 2) 労働組合に入ろう！ポスター貼り大作戦

コロナ禍で痛む労働者に労働組合に入ろう・つくろうのメッセージを労働者に届ける「いま、あなたの職場、街に労働組合を」(仮)のポスターを訪問先や職場から外に向けて張り出す全国行動を行います。また、組合員宅から外に向けて張り出す取り組みを行います。ポスター大作戦を行います。

## 3) 生活保障に税金まわせ！「ローカル・ビッグアクション2.7」

「生活保障に税金まわせ！」の一点で労働者、事業者、市民が大交流する「ローカル・ビッグアクション」を行います。全国いっせい行動日を2月7日(日)に設定します。地域労連単位でのデモ、スタンディング、集会、宣伝などを全国でいっせいに展開します。職場・地域からの組合員の参加とともに、マスメディアへのアプローチ、SNSでの拡散を重視します。

## (5) 最賃デーと定例宣伝行動について

最賃デーを2月第一次、4月第二次、5月第三次、6月第四次、7月第五次として運動を積み上げます。毎月15日をディーセントワークデーとして街頭での宣伝行動を全国で展開します。単産・単組からの組合員の参加を重視します。改憲阻止、核廃絶を求める9の日行動、19行動を展開します。

## (6) 課題ごとの月間など取り組みの集中について

組織強化拡大第一期の山場を1月～2月で「春闘要求と拡大」を図ります。3月～6月を第二期「新歓での拡大」月間として、全春闘期にわたって組織強化拡大を位置付けます。

## 4 主な日程

1月06日 新春宣伝

~~1月06日~~ 旗開き ※動画配信による新春のご挨拶

1月14日 単産地方代表者会議(国民春闘共闘委員会)

1月15日 春闘闘争宣言行動

1月27日 東京春闘共闘との共催の決起集会(中野ゼロホール)

1月20日 全労連第60回評議委員会(～21日)

2月 地域総行動月間(ポスター貼り大作戦、地域・未加盟組織訪問など)

2月07日 生活保障に税金まわせ！「ローカル・ビッグアクション2.7」(全国一斉)

3月05日 中央行動/全国動員(大幅賃上げ・底上げ、いのち守る中央大集会)・デモ

日比谷野音 1000 人規模

3月07日 金属労働者のつどい

3月10日 集中回答日

3月11日 全国一斉行動日

3月12日 重税反対行動

4月01日～10日 回答促進強化旬間

5月01日 メーデー

5月03日 憲法集会

5月20日 中央行動／全国動員（最賃・公務賃金、いのち署名提出）・デモ

日比谷野音 1000 人規模

7月08日 厚労省・人事院包囲行動／全国動員（公務賃金、最低賃金）・デモ

以上

## 2021年国民春闘における賃金要求等について（案）

### 1 21 国民春闘における賃金要求の基本的な考え方

(1) コロナ禍でこそ、賃金の大幅引き上げ、底上げを図り、誰もが8時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくることを要求する。内需の拡大を図り、地域循環型経済への足掛かりをつくる。また、これがコロナ危機を打開する唯一の方向性であること前面に掲げたかたう。

(2) 21 国民春闘の「統一要求基準」については、次の視点から設定する。

- ①すべての働く人々の暮らしを改善するベースアップを基本とする大幅賃上げを実現する。同時に、不当に低く抑えられる非正規労働者や女性労働者の賃金改善を重視し、賃金格差の是正を図る。
- ②具体的な要求額は、21 国民春闘アンケートの集約結果を基礎とする。
- ③生計費原則にもとづく賃金のあり方について、最低生計費試算調査結果を参考に学習と議論を深める。
- ④全国一律最低賃金制度の確立を視野に最低賃金引き上げ闘争と一体として賃金の底上げ・格差是正の課題を重視し、初任給の引き上げを全体の賃金体系の引き上げに波及させる。
- ⑤企業内最賃協定の改善・締結、均等待遇原則にもとづく格差是正で眼に見える前進をつくりだす。

### (3) 21 国民春闘における統一要求基準（案）

以下の3点を2021年国民春闘の賃金要求基準として設定し、すべての加盟組合が水準の獲得をめざす。

#### ①賃上げ要求（案）

月額25,000円以上、時間額150円以上

#### ②産業内・企業内最低賃金要求(案)

時間額1,500円以上を目指すこととし、具体的な水準は時間額・日額・月額の各区分の設定も含めて各単産・単組で決定することとする。

#### ③全国一律最低賃金要求（案）

時給1,500円

#### (4) 全国一律最低賃金について

21 国民春闘では全国一律最低賃金制度の確立を実現する。

賃金の生計費原則と最低生計費試算調査の結果を踏まえて、1,500円とする。

全国一律最賃制・時間給1,500円、公契約条例制定、公務員賃金改善による「社会的な賃金闘争」を総合的に強化する。人間らしくくらせる最低賃金を求めるたたかいを地域経済の活性化に資することを明らかにし、中小企業対策の具体化と併せてすすめる。

#### 2、均等待遇の実現をめざす

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止する「改正パート有期法」が2021年4月に中小企業にも適用される。職場での点検活動を秋から強め、春闘要求にして格差の是正をはかることをめざす。

#### 3、2021年国民春闘における労働時間規制要求

21 国民春闘は、法定労働時間の短縮も視野に労働時間短縮を求めるたたかいを強化する。そこで、労働時間規制等についても重視し、要求を掲げて設定する。これまでの署名などの要求から以下の時間規制要求とする。

○時間外労働＝時間外労働の上限は、週15時間、月45時間、年360時間までとすること。

○インターバル規制＝勤務時間インターバルは24時間について連続する11時間以上とすること。

○深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間を短縮すること。

以上